

学校感染症による出席停止のお知らせ

(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外)

年 組 番 氏名

学校保健安全法第19条の規定により、学校感染症に罹患した場合は出席停止となります。(裏面参照)
医療機関において下記の学校感染症罹患証明書に記入していただき、学校に提出してください。

主治医様

上記生徒について、学校保健安全法第19条の規定により出席停止を指示しましたので、下記証明書にご記入
いただきますようお願い申し上げます。

学校感染症罹患証明書

診断名

発症日 年 月 日

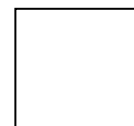
出席停止期間 月 日 () から 月 日 () まで

令和 年 月 日

医療機関名及び
医師御芳名

印

担任確認欄



【主な学校感染症】

感染症名	基準となる出席停止期間
インフルエンザ ※	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日（ただし幼児に関しては3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※ 特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

○病状により、学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合はこの限りではありません

○インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は別様式の提出になります